

利益操作と監査意見に関する研究の方法

伊 藤 公 一

目 次

はじめに

1. 実証研究のレビュー

1. 1 利益操作と監査についての実証研究

1. 2 Bartov et al. (2001) の研究目的

1. 3 7 種類のモデル

1. 4 Bartov et al. (2001) の枠組み

1. 4. 1 枠組みの図解

1. 4. 2 監査意見

1. 4. 3 モデルの有効性の相対評価

1. 5 検証の結果

1. 5. 1 モデルの相対的有效性

1. 5. 2 その他の変数の影響

2. 裁量的発生高を用いて利益操作発見を行う

研究方法の問題点

3. 考 察

3. 1 利益操作と規範についての考察

3. 2 内心の問題と会計・監査研究

3. 2. 1 不正と監査人

3. 2. 2 欲と受託者の誠実性

4. 会計研究における客観性

結びにかえて

はじめに

本稿は、利益操作に関する監査分野の研究方法が抱える問題点について述べることを目的とする。そのために、まず、利益操作の代理変数としての監査意見と、裁量的発生高の関連を扱った実証研究の内容を紹介する。つぎに、監査論の研究を行う中で、モデルを用いて裁量的発生高を計算し、利益操作の発見に用いるという研究方法が、どのような問題点を有しているかについて述べる。さらに、利益操作と規範の関係について考察する。最後に、研究に要請される客観性についての私見を述べる。

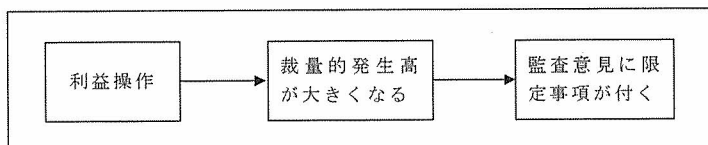
1. 実証研究のレビュー

1.1 利益操作と監査についての実証研究

企業の利益操作と監査の関係を扱った実証研究は、現在までに数多く蓄積されている。多くの利益操作についての研究は、報告利益額を年度間、あるいは項目間で移動させるための、経営者の裁量的行動を検証している。そのような検証を行うためには、非裁量的発生高を推定するためのモデルを特定することが必要となる¹⁾。Francis et al. (1999) 及び Bartov et al. (2001) は、利益操作と監査意見の関係を検証した研究である。これらの研究では、先行研究において提示された非裁量的発生高の推定モデルを用いて、会計発生高のうち裁量的部分を計算し、これを利益操作の代理変数として取り扱っている。以下、本節では Bartov et al. (2001) の内容を紹介する。

Bartov et al. (2001) は、次頁の図のような関係を、研究の前提と予測として用いている。

1) Bartov et al. (2001), p. 422.



すなわち、まず、「企業が利益操作を行うと、その結果として公表財務数値の裁量的発生高が大きくなる」という関係が、先行研究の知見にもとづいて、前提として使用されている。また、「監査人は、企業の利益操作行動を知覚した結果として、監査意見に限定事項を付加する可能性が高くなるだろう」という関係が予測されている。裁量的発生高をどのように定義するかについては、複数の考え方がなされてきており、それらをモデルと呼んで、その有効性を比較検討している。

1.2 Bartov et al. (2001) の研究目的

Bartov et al. (2001) の研究目的は、裁量的発生高と、監査上の限定事項との関連性を検証することによって、クロスセクション Jones モデルと、クロスセクション修正 Jones モデルの、利益操作を発見する能力を評価することである。

また、その研究は、エージェンシー費用には、経営者による利益操作動機が含まれ、監査の機能は、エージェンシー費用を減らすことである、という Jensen and Meckling (1974) の考え方を前提としている。この前提に依拠して、監査意見に付される監査上の限定事項²⁾を利益操作の代理変数とみなし、これと裁量的発生高との正の相関が検証されている。

総発生高は、(流動資産の変化分－現金及び現金同等物の変化分－流動負債の変化分＋流動負債に含まれる借入金の変化分－減価償却費) で定義されている。

2) 監査上の限定事項には、範囲の限定によるものと GAAP からの逸脱によるものがある。(cf. Bartov et al. (2001), p.429.)

経営者による利益操作の可能性を示す部分は、総発生高の裁量的部分である。これを総発生高から分離するために、非裁量的発生高の推定モデルが用いられる。

この研究において、推定モデルは時系列モデルとクロスセクションモデルに区分されている。時系列モデルは、ひとつの企業の営業循環は推定期間ごとに変化しないということを仮定しており、クロスセクションモデルは、同じ業種に属する企業の営業循環は類似しているということを仮定している。この仮定の違いが、両者のパフォーマンスの相違となって現れる可能性がある。

1.3 7種類のモデル

Bartov et al. (2001) では、非裁量的発生高を推定するためのモデルとして、7種類のモデルが比較されている。それらは DeAngelo モデル、Healy モデル、Jones モデル、修正 Jones モデル、産業モデルの5種類の時系列モデル、及び、クロスセクション Jones モデル、クロスセクション修正 Joens モデルの2種類のクロスセクションモデルである。それぞれのモデルについて、次のように説明されている³⁾。

① DeAngelo モデル

DeAngelo (1986) モデルは、ある年度 (t 年とする) の前年度の総発生高 (TA_{t-1}) を前年度総資産 (A_{t-2}) で割ったものを、非裁量的発生高の測度として使用する。したがって非裁量的発生高 (NDA_t) は、次の (1) 式で計算される。

$$NDA_t = TA_{t-1} / A_{t-2} \quad (1)$$

(非裁量的発生高 = 前年度総発生高 / 前々年度総資産)

3) Bartov et al. (2001), pp.425 - 427.

発生高の裁量的部分は、 t 年の総発生高を A_{t-1} で割ったものと NDA_t の相違である。

(裁量的発生高 = (総発生高/前年度発生高) - 非裁量的発生高)

② Healy モデル

Healy (1985) は、非裁量的発生高の測度として、総発生高 (TA_t) の平均を、前年度総資産 (A_{t-1}) で割ったものを用いる。 t 年の非裁量的発生高 (NDA_t) は、次の (2) 式で計算される。

$$NDA_t = 1/n \sum_{\tau} (TA_{\tau}/A_{\tau-1}) \quad (2)$$

ただし、 NDA_t は前年度総資産で割った t 年における非裁量的発生高を、 n は推定期間の年数を、 τ は年 ($t-n, t-n+1, \dots, t-1$) を、それぞれ表している。

$$\text{非裁量発生高} = 1/n \sum_{\tau} (\tau \text{ 年度総発生高} / (\tau - 1 \text{ 年度}) \text{ 総資産})$$

発生高の裁量的部分は、イベント年 t における総発生高を A_{t-1} で割ったものと NDA_t の差である。

(裁量的発生高 = (総発生高/前年度総資産) - 非裁量発生高)

③ Jones モデル

Jones (1991) は、非裁量的発生高に対する企業の経済的状況の変化の影響をコントロールすることを意図する。Jones モデルによる非裁量的発生高は、次の (3) 式の通り計算される。

$$NDA_t = \alpha_1 (1/A_{t-1}) + \alpha_2 (\Delta REV_t / A_{t-1}) + \alpha_3 (PPE_t / A_{t-1}) \quad (3)$$

上記 (3) 式において、 NDA_t は前年度総資産で割った t 年における非裁量的発生高、 ΔREV_t は t 年の収益から $t-1$ 年の収益を引いたもの、 PPE_t は t 年の総有形固定資産、 A_{t-1} は、 $t-1$ 年度末における総資産、 α_1 ,

α_2, α_3 は企業特有のパラメータを、それぞれ表している。

なお、企業特有のパラメータ $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ の推定値は、推定期間に次のモデルを使用することで得られる。

$$TA_t/A_{t-1} = \alpha_1(1/A_{t-1}) + \alpha_2(\Delta REV_t/A_{t-1}) + \alpha_3(PPE_t/A_{t-1}) + \varepsilon_t \quad (4)$$

$\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ は $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ の OLS 推定値であり、 TA_t は t 年の総発生高である。 ε_t は残差で企業の総発生高の裁量的部分である。その他の変数は (3) 式と同じである。

④ 修正 Jones モデル

③の Jones モデルでは、収益認識について会計操作が行われてた場合に、裁量的発生高の測定に誤差が生じる可能性がある。修正 Jones モデルは、それを排除するためにデザインされている。非裁量的発生高は、修正 Jones モデルにおいて、次のように推定される。

$$NDA_t = \alpha_1(1/A_{t-1}) + \alpha_2[(\Delta REV_t - \Delta REC_t)/A_{t-1}] + \alpha_3(PPE_t/A_{t-1}) \quad (5)$$

ΔREC_t は、 t 年における売掛金純額から $t-1$ 年における売掛金純額を引いたものであり、その他の変数は (3) 式と同じである。すなわち、 $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ の推定値は、修正 Jones モデルではなく、オリジナルの Jones モデルから得られるものである。Jones モデルからの唯一の修正点は、収益の変化が、イベント年（すなわち、利益操作が行われていると予測される年）における売掛金の変化について、調整されることである。

⑤ 産業モデル

産業モデルもまた、非裁量的発生高は時間が経過しても一定であるという仮定を緩和させる。産業モデルは非裁量的発生高の決定要因は同一産業の企業間で共通していると仮定する。非裁量的発生高を計算するための産業モデルは、次の (6) 式である。

$$NDA_t = \beta_1 + \beta_2 \text{median}_j(TA_t/A_{t-1}) \quad (6)$$

NDA_t は直接観察可能ではないので、(3)式と同様に総発生高によって測定され、 $\text{median}_j(TA_t/A_{t-1})$ は、 t 年の総発生高の中央値を同じ業種(業種 j)に属するすべての非サンプル企業の前年度総資産で比率化したものである。パラメータ β_1 と β_2 は推定期間の観測値についてOLSを用いて推定される。

⑥ 二種類のクロスセクションモデル

クロスセクショナル Jones モデルと、クロスセクショナル修正 Jones モデルは、モデルのパラメータを、同業種の実社のデータを用いて推定する。時系列データではなく、クロスセクショナルデータを用いて推定されるということを除いては、それぞれ Jones モデルと修正 Jones モデルと類似している。ゆえに、(3)式のパラメータ $\alpha_1, \alpha_2, \alpha_3$ は、企業ごとではなく、年度と業種分類が等しいすべての企業を用いて(4)式を推定して得られる。

1.4 Bartov et al. (2001) の枠組み

1.4.1 枠組みの図解

上記の7種類のモデルを用いて次頁の図1のような枠組みで検証が行われる。

すなわち、まず、監査意見に監査上の限定事項が付された企業173社の18年分(1980年～1997年)の年次データ、及び、比較対象(統制サンプル)として、それらの企業と業種、監査人の規模、総資産額等が類似し、かつ、無限定適正の監査意見を受けた企業の年次データについて、それぞれの総発生高⁴⁾を算出する。

4) 総発生高は、(流動資産の変化分－現金及び現金同等物の変化分－流動負債の変化分＋流動負債に含まれる借入金の変化分－減価償却費)で定義されている。

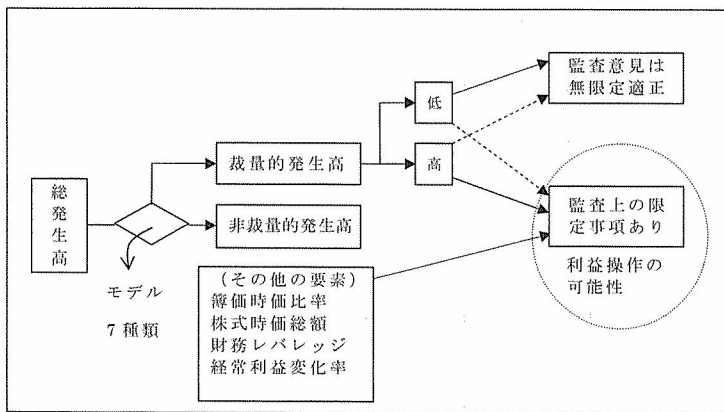


図1 Bartov et al. (2001) の枠組み

つぎに、この総発生高から、先行研究に依拠した7種類のモデルを用いて、非裁量的発生高を推定する。この作業は、統制サンプルについても行われる。なお、7種類のモデルのうち、2種類は、同業他社の同一年度を参照してパラメータを推定する、クロスセクションモデルである。残りの5種類は、該当企業の過去データを用いる、時系列モデルである。これらのモデルから推定した、それぞれの非裁量的発生高の期待値を、総発生高から控除することによって、各モデルによる裁量的発生高が計算される。

1.4.2 監査意見

Bartov et al. (2001) では、監査人が監査報告書に付した限定事項が取り上げられている。監査上の限定事項は、財務諸表の一部について、監査人が十分な監査証拠を得られない場合や、十分な監査手続が行えない場合、及び、経営者による妥当性を欠く会計方針の変更や不十分な開示、もしくは、会計原則の適用の誤りによるGAAPからの逸脱を、監査人が発見した場合に付されるものである。したがって、監査意見に限定事項が付されている場合は、無限定適正意見の場合と比較して、裁量発生高が高いであ

ろうという関係が予測される。Bartov et al. (2003) では、この関係が検証されている。

1.4.3 モデルの有効性の相対評価

監査意見と裁量的発生高の関係について、次のような検定が行われた。各モデルから推定された裁量的発生高について、それぞれ高い群から低い群に5分割する。次に、最も高い群と最も低い群に分類されたサンプルの監査意見の種類について、比較分析を行う。ここで、裁量的発生高の高い群は、利益操作がなされた可能性の高いことを意味している。また、裁量的発生高の低い群は、利益操作の可能性の低いことを意味している。したがって、監査意見は、裁量的発生高の高い群について、限定付適正になる可能性が高く、また、低い群については、無限定適正意見になる可能性が高いはずである。このような予測にもとづいて、各モデルによって推定された裁量的発生高が、監査意見の分類を良好に行う程度を、モデルの相対的有效性の評価基準として、7種類のモデルが比較されている。

1.5 検証の結果

1.5.1 モデルの相対的有效性

上記のような枠組みによる検証の結果、監査意見と裁量的発生高の関係は、Jones モデルと二種類のクロスセクションモデル (Jones 及び修正 Jones の各モデル) について、予測した関係の有意性が統計的に示された。すなわち、これらのモデルを用いて裁量的発生高を計算した場合、裁量的発生高の多い企業は、限定付適正意見を受け取る確率が、相対的に高くなることが明らかになったのである。

1.5.2 その他の変数の影響

Dechow et al. (1995) の先行研究では、総発生高に加え、株式時価総額、

簿価時価比率、財務レバレッジ（長期借入金／総資産）、際立った業績という4変数が、監査上の限定事項を説明する可能性があることが示唆されている。そこで、Bartov et al. (2001) では、総発生高、及び、これらの4変数を説明変数とし、監査意見を被説明変数（無限定適正意見は0、限定事項付意見は1のダミー変数）として多変量ロジスティック回帰による検定を行った。

その結果、上記の4変数のうち、株式時価総額以外、すなわち、簿価時価比率、財務レバレッジ、利益パフォーマンスの3変数が、すべてのモデルについて、統計的に有意であること、すなわち、監査意見を説明するということが判明した。この結果から、Bartov らは、利益操作を予測するモデルをデザインするためには、この3変数をコントロールすることが重要であるとしている。

また、クロスセクション Jones モデルと、修正クロスセクション Jones モデル、及び、産業モデルについては、裁量的発生高のパラメータが統計的に有意になった。これらのことから、クロスセクションモデルは、時系列モデルよりも優れているとしている。

2. 裁量的発生高を用いて利益操作発見を行う研究方法の問題点

前節の Bartov et al. (2001) の研究は、監査意見と利益操作の関係を予測し、複数のモデルにより計算される裁量的発生高と、監査意見の関係を検証していた。利益操作を発見するための代理変数として、裁量的発生高を用いる研究は、Jones (1991) Dechow (1995) をはじめとして、数多く行われている。また、Francis et al. (1999) では、裁量的発生高と監査意見との関係が検証されている。

Bartov et al. (2001) の場合は、比較した7つのモデルのうち、2種類のクロスセクションモデルのみが、有効なモデルと判定され、残りは有効

でないモデルと判定された。これは、二つのモデルが他と比較して、相対的に有効であったということを示しているのである。このような方法の研究によって明らかになることは、Bartov とも認識しているように、限定付適正の監査意見を利益操作の代理変数とみなした場合の、当該モデルの相対的優位性である。

モデルの有効性が、他のモデルと比較した場合の、相対的なものにしかないということは、Bartov とも限界として指摘している。これは、研究方法の性質から、解決されることのない問題である。それは、実証研究の結果は、研究者が用いたサンプルと前提条件の上で成り立つものであり、かつ、確率的なものだからである。したがって、仮に、この研究において、相対的に優位と判定されたモデルを用いて、監査人が、実際に利益操作の発見を行おうとしても、最終的な監査意見に到達するためには、監査人は必ず他の手続を実施しなくてはならないのである。

また、情報作成者である経営者が、当該モデルを使用して監査人が利益操作の発見を行うということを知っている場合には、経営者はモデルによって検出されにくい方法による利益操作を考えることが可能となる。したがって、研究成果が公表されている以上、実際に当該モデルを監査人が用いて利益操作の発見を行うことは困難であろうと思われる。このようなことから、研究成果の現実の監査業務における有用性について考えた場合、会計教値を用いたモデルによって利益操作の可能性を推定するという研究方法には、限界があるように思われる。

3. 考 察

3.1 利益操作と規範についての考察

本稿では、利益操作を経営者による不正のひとつであると考え。なぜ経営者による不正がなくなるかという、それは（筆者自身を含む）多

くの人間には欲があり、人間は嘘をつき、盗むからである。

不正は、規範に違反することと捉えることができる。規範の具体的な内容の一部には、文書化されているものもある。財務会計の場合であれば、会計基準や実務指針等がそれに該当するであろう。それらの文書化された規範は、その根底に社会一般の規範を含んでいる。

社会一般の規範とは、殺すな、嘘をつくな、盗むな、等の言葉で示される道徳規範をはじめとする人間社会のルールである。社会一般の規範をすべての人間が厳密に守れば、法律もすべてのルールも不要であろう。

しかし、規範に対するわれわれの反応には、次のような側面がある。それは、「規範に反する行為をしても、それが他者に発見されなければ罰せられることはない。そうであるならばそれをしてもかまわない。」という考えと行動に代表されている。たとえば、車の来ない赤信号の横断歩道を渡るという行動は、その一例である。

嘘をつくことや盗むこと等は、社会規範に反しているが、それだけでは即時に罰せられない場合がある。このことは、財務諸表監査の存在理由の一部にもなっている。すなわち、財務諸表監査は、受託者たる経営者が、自らの責任の解除を目的として、自らが開示する財務諸表の適正性に関して、専門家に意見表明を行わせるものである。これを通じて、受託者たる経営者は、自らの誠実性を証明するのである。ここでいう誠実性とは、受託者としての規範に反していないことを意味する。

利益操作に関する実証研究の意義は、情報作成者である企業経営者が、文書化されている会計規範とは別のルール⁵⁾に沿って行動している場合があることを、客観的な証拠をもとに記述する点にもある、ということが

5) たとえば、「投資の意思決定に有用な情報を提供するべきである」という規範ではなく、「自己の個人的利益を最大化するべきである」という別のルールという意味である。それは会計規範を曲解することにより達成される場合もある。

できる。

3.2 内心の問題と会計・監査研究

企業の利益額に連動させて経営者の報酬額を決定する契約は、株主が経営者の欲を刺激して相手（経営者）に自分の意図する行動をとらせようとする方法である。相手の努力を促すために、成果に応じた報酬を与えることは、当然のこととして扱われる。しかし、「ばれなければいい」というパターンで行動するという側面が我々にある以上、このような契約がなされている条件下で不正が起きないとは考えにくい⁶⁾。Healy (1985) 他、多くの経営者の報酬契約と、当該企業の利益数値との関連性に着目した実証研究は、その証拠を示していると解釈することができるのではないだろうか。

3.2.1 不正と監査人

わが国の監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」は、不正を「財務諸表の虚偽の原因となる、経営者、従業員又は第三者による意図的な行為である。不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用がある。」と定義している。（第4項）

また、不正に対する監査人の責任について、「監査人は不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性を評価し、その評価結果に基づき、不正及び誤謬による財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないように監査計画を策定し、監査を実施しなければならない。」（第2項）としている。

しかし他方で、「すべての不正及び誤謬を防止又は発見する責任は監査

6) ここでは、報酬契約の締結権限と財務報告数値の決定権限を、ともに当該経営者が有している場合を想定している。

人が負うものではなく、また、監査意見は、不正及び誤謬が皆無であることを保証するものではない。」として、監査人自身の責任を限定している。さらに、監査は原則として試査により実施され、内部統制には固有の限界があり、監査証拠は心象的なものであることから、監査には限界があることを明記している。

そのうえで、同報告書は、① 監査人が検討する際に経営者の個性及び統制環境に対する経営者の影響、② 業界の動向、及び ③ 事業活動の特性及び財務の安定性に3分類して不正リスク要因を例示列挙している。

さらに、重要な虚偽の表示の発見・訂正の責任は経営者にあることが経営者確認書を入手することによって確認される。これは、監査人が、財務諸表の適正性に関する専門家としての意見を表明するように、経営者から依頼されている、という関係から、当然派生すると思われる。不正が生じない、あるいは、それを未然に防ぐことができるような内部統制を構築し、維持する責任は、経営者にある。すなわち、経営者の自律的機能が要求されているのである。

3.2.2 欲と受託者の誠実性

欲の問題は、そもそも個人の内心の問題である。規範に反しているが処罰されることのない行動には、行為者の内心が大きく関連する。個人の内心の問題は、公表する性質のものではなく、各人が自分を律してゆくべき問題であるという考え方がある。

しかし、委託者と受託者の関係においては、受託者の内心（誠実性）が重要な役割を担う。受託者が誠実性に欠ける場合、利益操作が行われる根本的原因是、情報を公表する企業の経営陣の内心の状態にあるのではないだろうか。受託責任を自ら解除しようとする受託者は、委託者に開示する情報を操作する動機を有している。企業は、自らが情報を公表した場合の結果について織り込んだ上で、情報の公表を行う。それゆえ、利益操作は

公表する情報を操作する方法の一環として行われる。

不正の事例が起こった場合には、当該事例で行われた会計的手法が解明され、それに対する監査人の対応が説明され、今後の不正防止策として、会計ルールや法律の改正が行われる。そのストーリーや背景を説明すること、あるいは、具体的会計数値をモデルに当てはめて、そのいきさつについての客観的な証拠を挙げることや、公表されたデータに市場等の参加者が反応したかどうかを、客観的に検証することが、研究者に求められることになる。

制度は、逸脱という経験を経て変更されてゆくが、新たな条件下では、再び新たなルールの逸脱方法が考えられ、実行されるであろう。それを行うのは、不正な動機に駆られた人間である。ゆえに、規範と逸脱の基本的な構造は変わりにくいかもしれない。

行動科学を応用した研究には、実験室内（あるいはそれに類する現実とは切り離された状況）で現実の状況を模して設定し、被験者の反応を観察・記述するという方法がある。この方法によれば、ある程度、監査人の実際の行動パターンを把握することができるだろう。ただし、実際の状況と、実験において現れる結果とは、乖離する可能性がある。それは、実験の場合は、被験者として観察されているという状況が、実際の状況とは異なるということに由来する。この問題については、（それが可能であれば、）被験者の普段の行動パターンと、実験に参加する際のパターンの相違を検証する必要があるだろう。

いずれにせよ、今後、企業の経営陣の内心をどのように捉えることができるか、検討する必要があるように思われる。

4. 研究における客観性

研究は、個人的主観的な感想を述べるものではなく、客観性を有しなけ

ればならないとされる。しかし、客観性とはどういう意味だろうか。ある問いに対して、同じ条件と方法を与えれば、誰がやっても同じ結論が出るということが、客観性という言葉のひとつの解釈であろう。ここで問題となるのは、条件と方法である。前提条件とする枠組みを、先行研究から受け継いで、新たな知見を得るということは、先行研究の知見を補強するあるいは反証する結果となる。しかし、それぞれの研究の条件が異なるために、結果が必ずしも一致しないということも散見される。

現在の実証的な会計研究の蓄積は、「少しずつさまざまな研究の成果を積み上げてゆけば、やがて全体として一貫性のある結論が得られるであろう」という考え方にのっとって行われている。客観性という言葉は、多くの研究者が、同じ、あるいは比較可能な類似した方法で研究し、多くの論文を書き、互いに承認し合う事を通じて共通認識を形成するということを意味している可能性がある。このような問題には、研究とは何か、何を研究の目的・課題とすべきか、また、何を研究の貢献と考えるか、という各人の価値判断が関連すると思われる。

結びにかえて

本稿では、利益操作の代理変数として、監査意見を扱う実証研究の内容の概略を紹介し、監査論の分野における実証研究における研究方法の問題点について考察した。

Bratov et al. (2001) では、検証した7種類のモデルのうち2種のクロスセクションモデル (Jones モデルと修正 Jones モデル) についてのみ、裁量的会計発生高と監査意見の限定事項との関連性に有意性が認められた。これは、監査意見が利益操作の存在を示すということを前提とすれば、時系列モデルよりも、クロスセクションモデルの方が、相対的に優位であったということが示されたことを意味する。

監査論において、会計数値を用いた実証研究の意義は、公表されている変数間の関係を用いて、企業の行動と監査人の行動の関係を客観的に記述しうることにある。しかし、そのような研究の知見を監査実務に適用することは、困難である。利益操作の原因の根源は、経営者の内心にあると考えられる。経営者の内心を研究対象とすることの妥当性については、観察や検証が困難であることから議論があると思われる。内心の問題を究明するに当たっては、会計数値を用いた実証研究や実験研究の知見を援用しつつ、規範と企業経営者によるその逸脱行動について考え、具体的にそれを記述することが必要であると考えられる。

参 考 文 献

- Bartov, Eli, Ferdinand A. Gul and Judy S. L. Tsui, "Discretionary-accruals models and audit qualifications," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 30, (2001) pp. 421 - 452.
- DeAngelo, Linda Elizabeth, "Accounting Numbers as Market Valuation Substitutes: A Study of Management Buyouts of Public Stockholders", *The Accounting Review* Vol. LXI, No. 3 (July 1986) pp. 400 - 420.
- Dechow, Patricia M., Richard G. Sloan and Amy P. Sweeney, "Detecting Earnings Management", *The Accounting Review*, Vol. 70, No. 2 (April 1995) pp. 193 - 225.
- Francis, Jere R. and Jagan Krishnan, "Accounting Accruals and Auditor Reporting Conservatism", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 16 No. 1 (Spring 1999) pp. 135 - 165.
- Healy, Paul M., "The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 7 (1985) pp. 85 - 107.
- Jensen, Michael C. and William H. Meckling, "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure", *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4 (October 1976) pp. 305 - 360.
- Jones, Jennifer J., "Earnings Management During Import Relief

Investigations", *Journal of Accounting Research*, Vol. 29 No. 2 (Autumn 1991) pp. 193 - 228.

須田一幸, 『財務会計の機能』, 白桃書房 (2000)。

日本公認会計士協会, 「監査基準委員会報告書第 10 号 不正及び誤謬」(2005)。